

静岡県公立大学法人が大学発ベンチャーから取得する株式等の取扱いに関する細則

令和7年7月1日 細則第77号

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）が「静岡県立大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程」（平成27年規程第172号）第10条第3号に規定する措置として、大学発ベンチャーから取得する株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(取得の基準)

第2条 理事長は、大学発ベンチャーからの申し出を受け、株式等を取得するにあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、次条に定める審査結果に基づいて、その全部又は一部の取得を決定することができるものとする。

- (1) 当該大学発ベンチャーが支援に対する対価に相当する現金を保有していないとき。
- (2) 当該大学発ベンチャーが支援に対する対価を現金で支払うことによって、資金繰りに窮すると認められるとき。
- (3) その他当該大学発ベンチャーが支援に対する対価を現金で支払うことによって、経営に著しい影響を及ぼすと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、株式等を取得してはならないものとする。

- (1) 当該大学発ベンチャーの社会的な立場及び信用度に問題があるとき。
- (2) 株式等を取得することにより、株主として経営参加権等の共益権を行使する必要があるとき。
- (3) その他理事長が法人の運営に支障があると判断したとき。

(審査)

第3条 大学発ベンチャーへの支援の対価として株式等を取得するときは、産学官連携推進本部の審査を経るものとする。

2 審査に関し必要な事項は、別に定める。

(知的財産権の対価としての取扱い)

第4条 知的財産権の譲渡又は実施権設定の対価として株式等を取得した場合における実施補償金の取扱いについては、静岡県公立大学法人職員の職務発明等に関する規程（平成19年規程第17号。以下「職務発明規程」という。）第16条の規定を準用する。この場合において、職務発明規程第16条第1項第1号中「収入を得たとき」とあるのは、「株式等を取得した後、その株式等を売却し金銭を受領したとき」と読み替えるものとし、同項第

2号中「譲渡したとき」とあるのは、「譲渡し、その対価として株式等を取得した後、その株式等を売却し金銭を受領したとき」と読み替えるものとする。

(株式等の評価方法、管理等及び売却等並びに新株予約権の権利行使)

第5条 株式等の評価方法、管理等及び売却等並びに新株予約権の権利行使については、別に定める。

(委任)

第6条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和7年7月1日から施行する。